

## 監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

令和4年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
子育て助成課	<p>(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の交付申請において、要綱で規定する以外の方法により受付が行われ、交付決定しているものがあつた。</p>	<p>受付後、郵送申請・窓口申請と同様に、住民基本台帳、公募等による申請内容・支給要件の照合や必要に応じ申請者や他市町村への確認等の審査をしており、交付決定の信頼性は十分に確保されるよう努めていることから、交付決定自体は有効なものとして取り扱うこととした。</p> <p>なお、今後、当初要綱に規定のない申請方法を実施する必要性が生じるなどの場合は、適宜要綱を改正の上処理するなど適切な事務処理を実施する。</p>	令和5年 1月10日
おやこ応援課	<p>(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>② 第49回不妊カウンセラー・体外受精コーディネーター養成講座受講費の支出に当たり、支払期限の令和3年度に支出すべき受講費を職員が立替払をした上で、令和4年度予算から支出していた。</p>	<p>指摘後、事務誤りが起こった原因や状況と、本来取るべきであった処理について整理・確認し、誤りが理解不足、誤認によるものであつたこと、支出についても恣意的な所はなく公金の流れも明らかであることから、戻入等は行わず、既処理内容を一部補完してこれを適正とすることについて決裁し処理した。</p> <p>再発防止として、改めて公金の支出について手引き等を確認する意識啓発のほか、庶担への事前相談、チェック体制の見直しなどを行った。</p>	令和5年 1月26日
おやこ応援課	<p>(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>③ 里帰り出産等妊産婦健診補助金交付額において、超音波検査に係る算定を誤つたことにより、2,800円過大に決定し、支出しているものがあつた。</p>	<p>指摘後、令和4年11月4日に戻入事務を施行し、過渡し対象者より令和4年11月16日に納入があつた。</p> <p>再発防止のため、速やかに手続き方法を見直し、決裁時に確認すべき項目の確認と、手作業による計算間違いが起きないように、一部システムを改修し、整備した。</p>	令和4年 11月16日

## 監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

令和4年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
① 旭川市水利施設管理強化事業補助金，生産基盤改善促進事業助成金及び旭川市林業担い手確保育成支援補助金において，申請書や見積書，事業費内訳表，申請額算出調書，変更事業計画書に誤記や記載漏れがあった。補助金交付決定の基礎になる申請書類等の確認が不十分であることは，交付決定に係る事務処理の信頼性を損なうことにもなりかねないことから，職員一人一人が基本的な事務処理について再確認するとともに，組織としてチェック体制の強化を徹底し，慎重かつ適正な事務執行の確保に努められたい。	旭川市水利施設管理強化事業補助金，生産基盤改善促進事業補助金及び旭川市林業担い手確保育成支援補助金における申請書類の誤記や記載漏れについては訂正済。今後は主務者のほか決裁権者によるチェック体制の強化を図り，再発防止に努めることとした。

## 監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

令和4年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
農政課 農業振興課 農林整備課	<p>(1) 支出に関する事務 [検討を要するもの]</p> <p>① 次の補助金交付要綱等において、交付の時期及びその算出基礎についての記載が概算払申請書の様式に規定されていないものや、概算払を規定することなく事業終了前に交付をすることができる旨を規定しているものがあることから、旭川市補助金交付基準との整合性を図るとともに、適正な事務処理となるよう補助金交付要綱等の見直しを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者営農開始支援補助金交付要領</li> <li>・新規就農者の飛躍を後押しする補助金交付要領</li> <li>・旭川市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱</li> <li>・旭川市多面的機能支払事業補助金交付要綱</li> <li>・生産基盤改善促進事業実施要綱</li> </ul>	<p>ア 「新規就農者営農開始支援補助金交付要領」及び「新規就農者の飛躍を後押しする補助金交付要領」について、概算払いを規定するための要領改正を行った。</p> <p>イ 「旭川市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱」については、令和5年1月30日付で補助金交付要綱・様式の改正起案をし、令和5年2月1日から施行した。</p> <p>ウ 「旭川市多面的機能支払事業補助金交付要綱」及び「生産基盤改善促進事業実施要綱」については、概算払申請書の様式を改定し、交付の時期及びその算出基礎についての記載を追加した。</p> <p>要綱・要領を新たに定める際には、今回改正した要綱・要領を参考にし、旭川市補助金交付基準との整合性を図り、適正な事務処理となるよう留意する。</p>	令和5年 4月1日

## 監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

令和4年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 学校の物品購入において，20万円未満の物品の購入については学校長に補助執行させているが，短期間に同一品を同一業者に複数回発注し，合計すると20万円以上となる事例があり，一括して発注をしなかった理由に疑問の残るものがあった。</p> <p>令和3年度定期監査における同様の事例に対する要望を踏まえ実施している，各学校への周知や学校事務職員間での連携等事務改善の取組をさらに進め，経済性や公正性に配慮した事務執行をより一層徹底されたい。</p>	<p>監査結果を受けて，全ての小中学校に対し，指摘内容を確認するとともに類似する事務について点検するよう通知した。また，教頭会議や学校事務担当者会議の場において，契約事務を含め経済性や公正性に配慮した事務執行となるよう重ねて説明を行った。</p> <p>さらに，学校における事務処理の更なる効率化，事務職員の資質向上を目的とし，令和5年度に全市導入した「旭川市共同学校事務室」を通じて，学校事務職員に，経済性や公平性に配慮した事務執行について定期的に説明しているほか，学校事務職員が業務改善等について検討していく中で，適正な事務の執行を徹底するとともにコスト意識の醸成を図っていく。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和4年度（No. 2）監査結果報告書 財政援助団体監査関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済交流課	<p>(1) 団体に関する事項 [検討を要するもの]</p> <p>① 旭川まちなかマネジメント協議会の経理事務について、規程で定めた書式が使われていないものが多数見受けられたこと、また、少額の現金収入支出に係る規定が明確でないことから、適切な経理事務の徹底を図るため、関係諸規程を含めた総合的な見直しを図られたい。</p>	<p>協議会は事務局の人員が少なく、複数の事業を実施しながら複雑な経理事務を行っていることが、今回の指摘の要因の一つと考えられる。</p> <p>措置としては、少額現金の収入支出に係る規定を定めた。また、再発防止のため、従前の3規程を2規程に総合整理し、経理帳票も8様式から5様式として事務処理を簡素化した。</p>	令和5年 4月1日
経済交流課	<p>(1) 所管部局（経済部）に関する事項 [検討を要するもの]</p> <p>① 当補助金の額に結果として影響はなかったものの、旭川市補助金交付基準では、補助額の決定に当たり、事業の受益者負担額分の減額を考慮するよう規定しているが、当負担金交付要綱においては特に定められていない。実施団体は、朝市などにおいて出店者から出店料の収入を得ていることから、その取扱いについて明確化を図るため、交付要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>交付要綱を改正して措置済み。今後も、旭川市補助金交付基準の規定による交付手続を徹底する。</p>	令和5年 4月1日